

福山市課題解決実証実験推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市の課題（以下「課題」という。）の解決に資する企業や研究機関等によるソリューションの実証実験等について、市が予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、新たな技術やサービスを活用する企業や研究機関等のチャレンジを促し、課題の解決につなげることを目的に、福山市課題解決実証実験推進事業補助金の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ソリューション AI・IoT・ロボットなどの先端技術やデジタル技術を用いて課題を解決する方法
- (2) 実証実験等 福山市内において実施される、実装を前提としたソリューションの実証実験や社会実験（PoC（概念実証）、PoV（価値実証）及びPoB（ビジネス実証）等）

(補助対象者)

第3条 補助の対象とする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 株式会社，NPO法人，一般財団法人，一般社団法人その他法人格を有する者であること
- (2) 課題の解決に資するソリューションを有し，かつ，実証実験等を実施できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、課題の解決に資する実証実験等であって、実証実験等の終了後に実装が見込まれるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 施設・機器等の使用料・賃借料
- (4) 機器運搬費
- (5) 安全対策費
- (6) その他市長が必要と認めた経費

(補助期間)

第6条 補助期間は、補助金の交付の決定を受けた日から、当該交付の決定を受けた日の属する年度の2月28日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2とし、200万円を上限とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(応募)

第8条 補助対象事業の採択を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、別に定める日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(審査等)

第9条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、採択又は不採択の決定をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する事業は、本事業の採択を受けることができない。

- (1) 実証実験等の実施の可能性が低いもの（事業の具体的な内容が決まっていない、連携企業の合意が得られていない等）

- (2) 実証実験等の実施によって、他者に被害を及ぼす可能性が高いもの
 - (3) その他市長が支援することが適当でないとするもの
- 3 市長は、第1項に規定による採択又は不採択の決定にあたり、必要があると認めるときは、客観的及び専門的知見を有する者に対し、意見を求めることができる。
- 4 市長は、第1項に規定により採択又は不採択の決定をしたときは、採択通知書（様式第3号）又は不採択通知書（様式第4号）により、当該事業計画を提出した者へ通知するものとする。

（採択事業への支援）

第10条 市長は、前条第1項の規定により採択された事業に対し、必要と認めるときは、次の各号に掲げる支援の一部又は全部を実施することができる。

- (1) 広報 市の広報誌やホームページ、SNS等を活用したPR
- (2) 必要な場所、機会及び情報の提供 公共施設等の場所、公共イベント等の機会及び市が保有するデータ等の提供
- (3) 地域や関係団体等との調整 地域や関係団体等のステークホルダーとの調整
- (4) 行政手続の支援 警察、国、県及び市等に必要な行政手続の支援
- (5) その他 その他市長が必要と認めたもの

（交付申請及び決定）

第11条 第9条第1項の規定により採択の決定を受けた者であって、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第5号）
 - (2) 事業計画書（様式第1号）
 - (3) 収支予算書（様式第2号）
 - (4) その他市長が必要と認めた書類
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、前項第2号から第4号に規定する書類について、第9条の規定により提出した書類と変更がないときは、提出を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。
- 4 市長は、前項の規定による交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 5 市長は、第3項に規定により交付又は不交付の決定をしたときは、交付決定通知書（様式第6号）又は不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第12条 前条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」と

いう。)は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容や既に交付の決定を受けた補助金の額(以下「交付決定額」という。)に変更がなく、かつ、補助対象経費の増減が20パーセント以内である場合は、この限りでない。

(1) 事業計画変更承認申請書(様式第8号)

(2) 事業計画書(様式第1号)

(3) 収支予算書(様式第2号)

(4) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。

3 市長は、前項の規定により変更の承認又は不承認の決定をしたときは、事業計画変更承認通知書(様式第9号)又は事業計画変更不承認通知書(様式第10号)により、補助事業者へ通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による変更の承認の決定を受けて、交付決定額の減額が必要となったときは、交付決定額を減額することができる。

5 事業計画の変更により補助対象経費の増額があったときの補助金の額は、交付決定額を上限とする。

(事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止・廃止承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止の承認を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により中止又は廃止の承認を決定したときは、事業中止・廃止承認通知書(様式第12号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告)

第14条 市長は、補助事業者に対し、随時補助事業の遂行状況の報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第13号)

- (2) 事業実績書（様式第14号）
- (2) 収支決算書（様式第15号）
- (3) 経費明細書（様式第16号）
- (3) 事業に係る経費の領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定等）

第16条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第17号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第17条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げるもののいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱、規則及び交付決定通知書（様式第6号）に付した条件に違反したとき。
 - (2) この要綱により市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第18号）により補助事業者に通知するものとする。
 - 3 前2項の規定は、当該補助事業について第16条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 4 市長は、第1項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（帳簿等の保管）

第19条 補助事業者は、補助事象の経理について金銭出納簿その他帳簿を備えるととも

に、その内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の規定による帳簿等は、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(成果等の発表)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果等について、補助事業者に発表を求めることができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項に規定による発表の求めがあったときは、これに応じるよう努めなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業の成果等について発表するときは、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことを明示するものとする。

(帳票)

第21条 第6条に定める事業計画書その他この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。